

資料 1

# 地域福祉の推進に係る取り組みについて

日時：平成24年1月30日（月）

午後2時～

場所：内海庁舎・研修室

# 地域福祉推進の考え方

健康と地域福祉づくりを住民  
総参加で進める

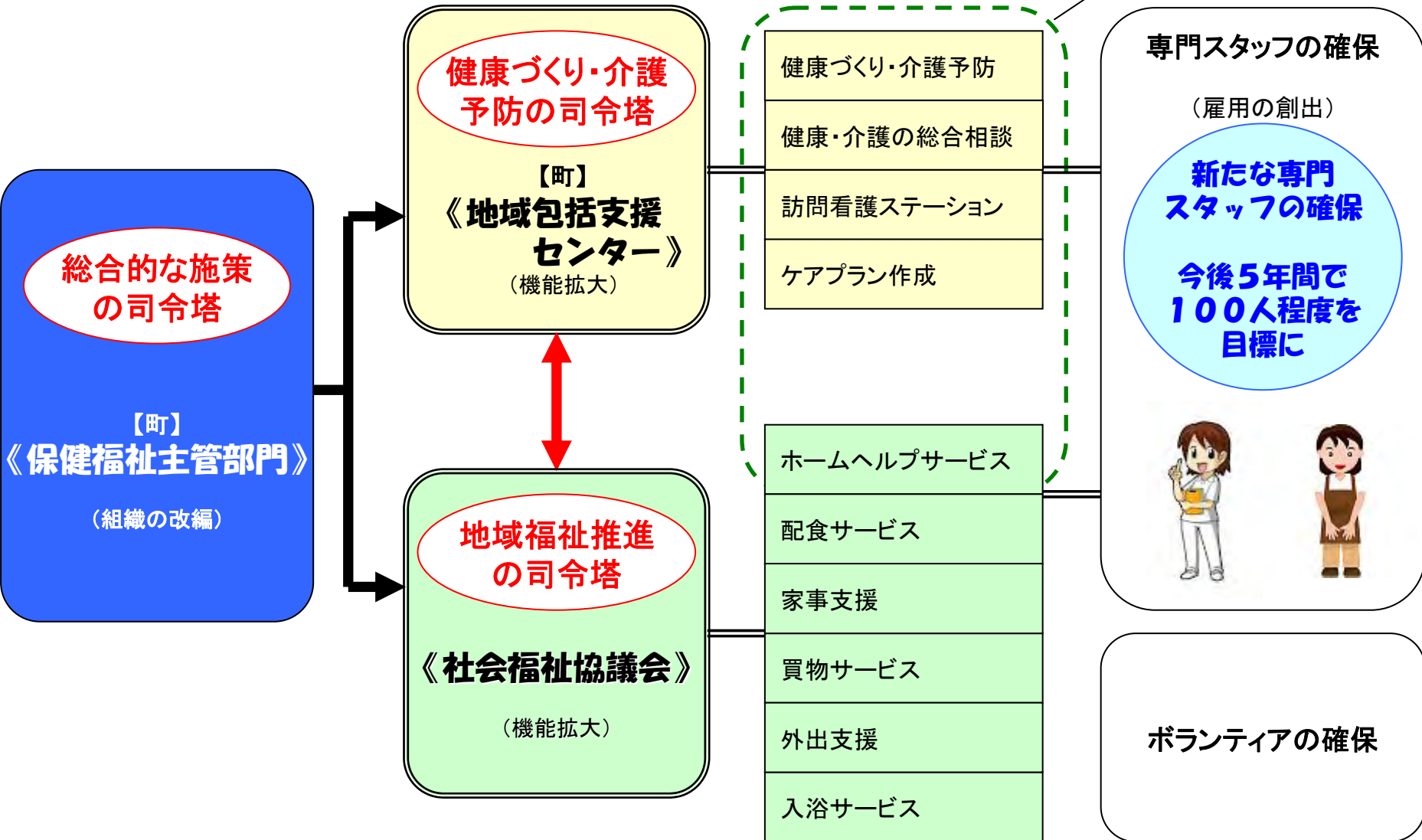
介護保険を基盤にして、「自  
助」と「共助」による健康と地  
域福祉づくりを進める

公立病院の再編を契機に、現  
病院施設も活かした健康と地  
域福祉づくりを進める

若者の働く場の創出を図る  
とともに、将来の医療費と介  
護費の負担軽減を目指す

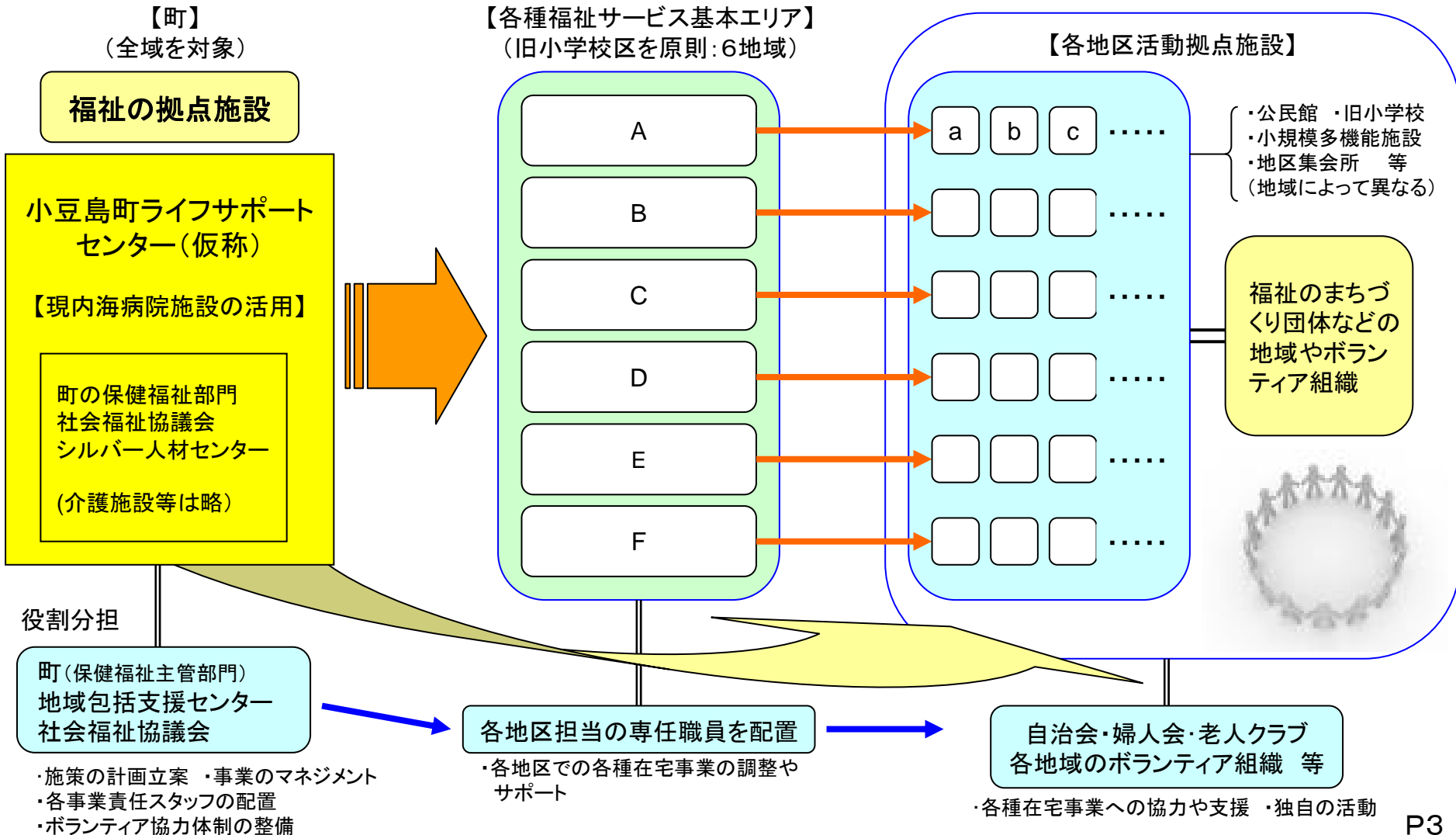
# 地域福祉推進のイメージ図

主に介護保険の対象



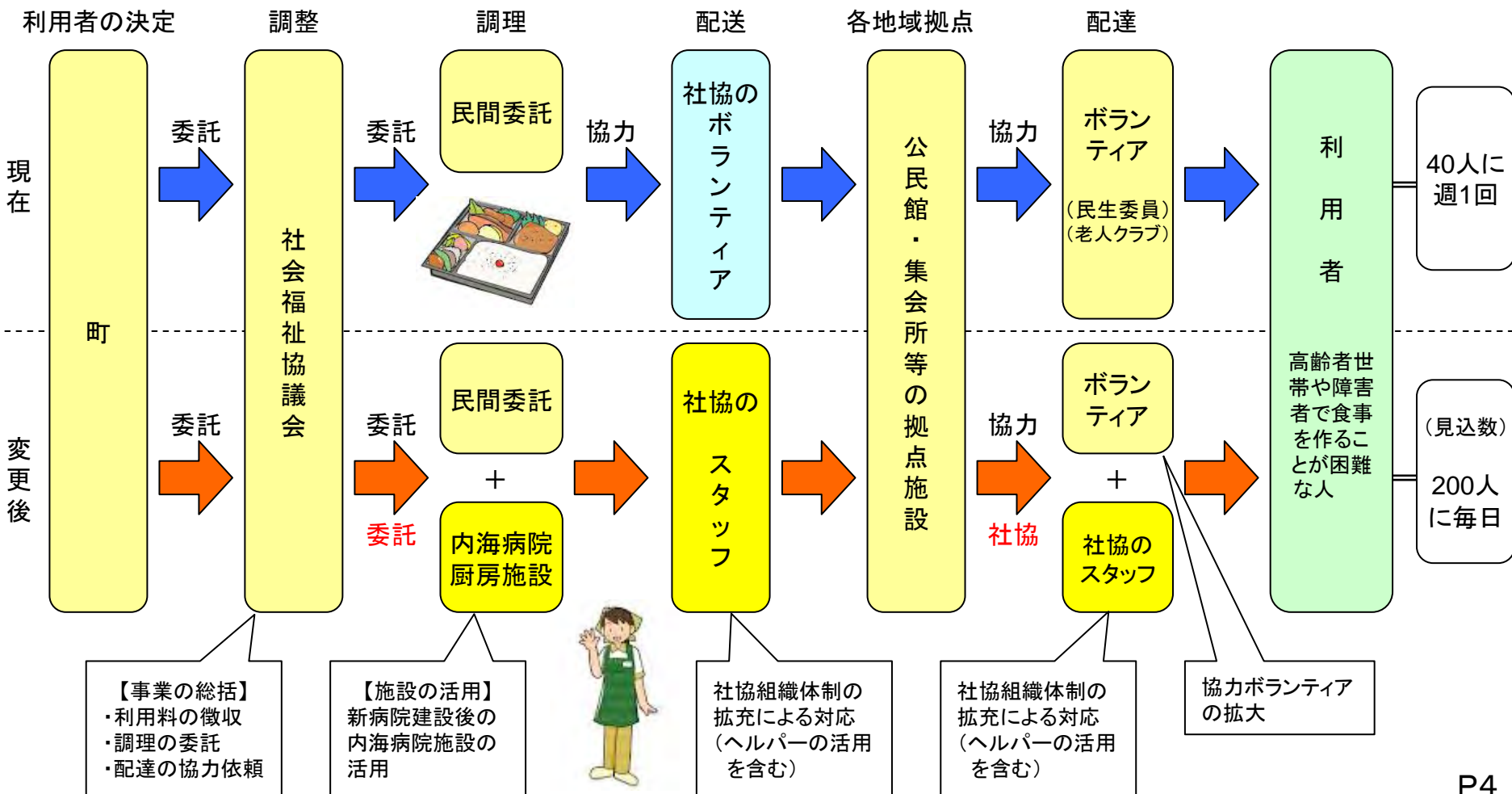
# 各種福祉サービス提供に係る基本エリア（イメージ）

地域住民にとって、安心して暮らせる福祉と医療の実現を図るための施設や基本となる区域（エリア）を設定するとともに、エリアごとにリーダー（責任者）を配置し事業の推進を図る



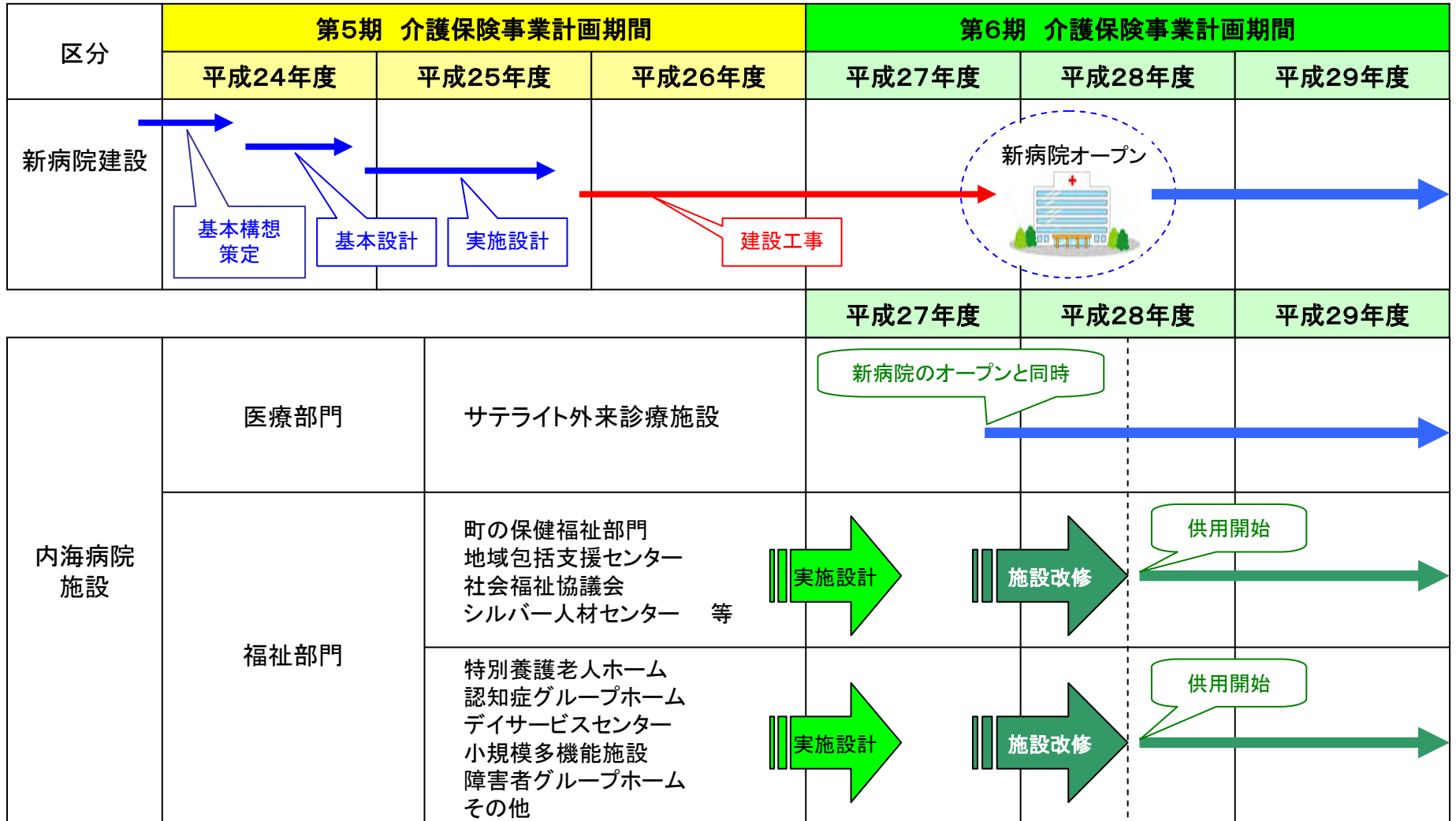
# 【事業取組例】 配食サービス提供体制のフローズ（案）

- ・配食サービスの充実を図るため、町（行政）での利用者決定に加え、社会福祉協議会での調整を行う
- ・配食提供量の拡大により、現内海病院の厨房施設の活用を図る
- ・配達者は、ボランティアや社会福祉協議会組織の拡充により対応を図る
- ・状況を見ながら、工夫を加えて段階的に拡大を図る



# 新病院建設と内海病院活用スケジュール（想定）

新たに統合病院を建設し、現内海病院施設を福祉の拠点施設として活用を図る



# 地域福祉推進に係る各種サービスの目標及び実施予定(案)

できるだけ多くの高齢者が住みなれた地域や自宅で過ごせるよう、今後「5年間」におけるサービス量の目標を設定し、高齢者福祉の充実を目指す  
介護保険を基盤として、「自助」と「共助」による健康と地域福祉づくりを進める

事業名	事業内容	サービスの種類	現況	目標 (28年度末まで)	第5期 介護保険事業計画期間		第6期以降
					平成24年度	平成25・26年度	27・28年度
配食サービス事業	配食サービス	生活支援	週1回 40人	毎日1回 200人	週2回:40人	順次拡大 →	毎日1回 見込数:200人
生活支援サービス事業	軽度な家事支援サービス		なし	80人	20人	順次拡大 →	見込数:80人
介護予防運動教室事業 (短時間のデイサービス)	介護予防運動教室や入浴、血圧等健康状態確認等	介護予防	なし	100人	週1回:25人	順次拡大 →	見込数:100人
ヘルスケアシステム事業 (遠隔健康相談サービス)	テレビ電話(光利用)による保健師等による健康相談や保健指導		なし	6箇所	2地区を巡回	毎年2地区をモデルで巡回 →	4箇所
小規模多機能型施設整備	通所介護、短期宿泊、訪問介護サービスを提供	介護給付 (介護保険)	なし	6箇所	2箇所 (蒲生地区) (三都地区)	2箇所 (福田・苗羽地区)	2箇所 (安田・草壁地区)
認知症グループホーム整備	認知症の高齢者が共同して生活できる介護施設		1箇所	3箇所		1箇所 (池田地区)	1箇所 (内海地区)
特別養護老人ホーム整備	身体上、又は精神上著しい障害がある方を介護する福祉施設			1箇所 20床増床			1箇所 20床増床

# 地域福祉推進に係る町負担額（現行制度での見込み）

新たな取り組みや組織体制の機能強化に係る財源について、各種補助金の活用を図る  
 新たな事業実施における町負担分に係る財源については、財政調整基金（町の貯金）を充当する

施策(事業)名	施策(事業)内容		主たる財源	補助金約10%	財源内訳
配食サービス事業	配食サービス		補助金の活用(補助率1/2 上限額2,000千円)	町約10%	利用者負担 約80%
生活支援サービス事業	軽度な家事支援サービス		補助金の活用(補助率1/2 上限額2,000千円)	町 50%	補助金 50%
介護予防運動教室事業 (短時間のデイサービス)	介護予防運動教室や入浴、血圧 等健康状態確認等		介護給付(介護保険)	町12.5%	国・県・保険料 補助金10%
ヘルスケアシステム事業 (遠隔健康相談サービス)	テレビ電話(光利用)による保健師 等による健康相談や保健指導		補助金を活用(定額補助)	町 90%	
小規模多機能型施設 整備	通所介護、短期宿 泊、訪問介護サー ビスを提供	施設整備費	補助金を活用(定額補助)	補助金 100%	
		運営費	介護給付(介護保険)	町12.5%	国・県・保険料
認知症グループホーム 整備	認知症の高齢者が 共同して生活でき る介護施設	施設整備費	補助金を活用(定額補助)	補助金 100%	
		運営費	介護給付(介護保険)	町12.5%	国・県・保険料
介護サービス	訪問介護 訪問看護	訪問介護(ヘルパー) 訪問看護(看護師)	介護給付(訪問看護は介 護保険と医療保険を併用)	町12.5%	国・県・保険料
	ケアプラン	ケアプランの作成 (ケアマネージャー)	介護給付(介護保険)	町12.5%	国・県・保険料
その他の事業に係る マンパワーの確保	事業実施職員 (社会福祉士) (栄養士) (事務職)	町の運営に 係る者	町	町 100%	
		運営者に係 る者	ケースによって対応	・社会福祉協議会人件費支援は町 ・特養の運営に係るものは介護報酬(介護保険)	